

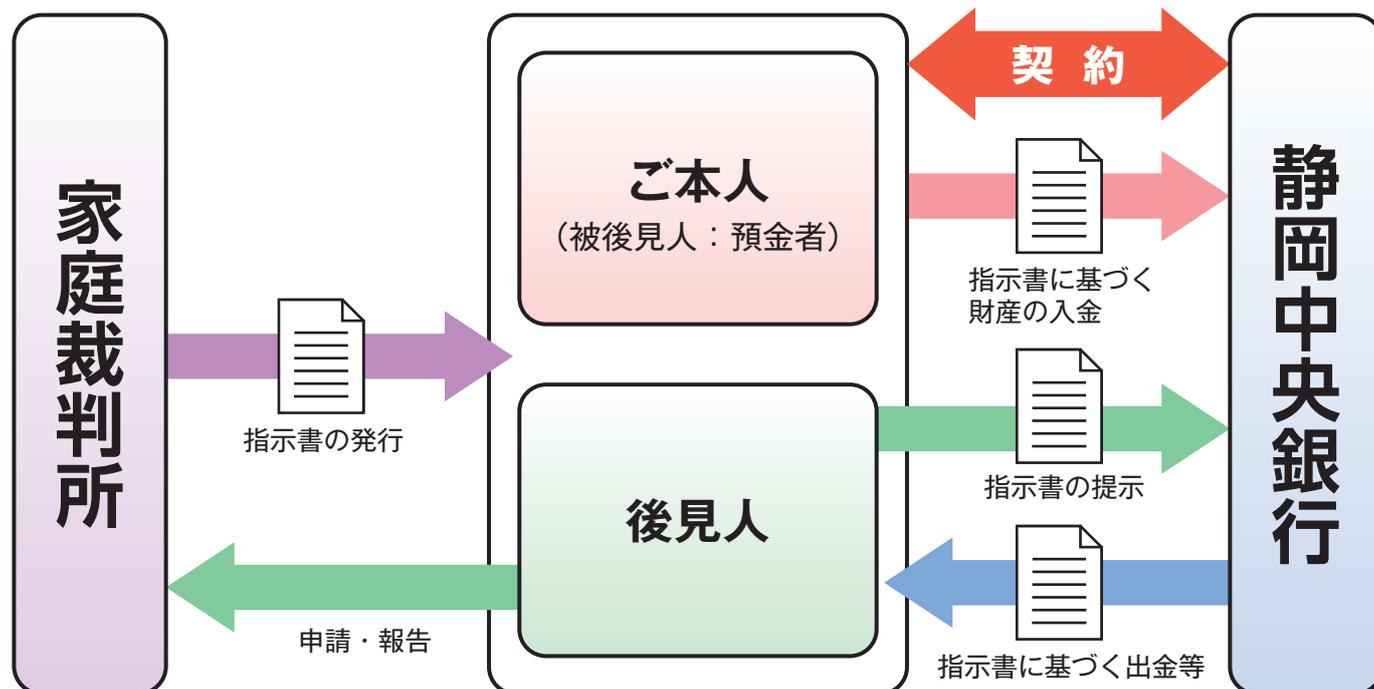
静岡中央銀行の 後見支援預金

「後見支援預金」とは

後見制度をご利用の後見人が、家庭裁判所の「指示書」に基づき、被後見人の財産を安全・適切に保護・管理できる普通預金です。

- 家庭裁判所の関与により、ご本人（被後見人：預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を軽減します。
- お預入れの期間・金額の制限はありません。普通預金口座と決済用普通預金口座の選択・併用ができ、併用により預金保険制度による保護の対象が広がります。
- 普通預金口座は、スーパー定期（1年）の店頭表示金利の適用により、通常の普通預金よりも有利に運用することができます（決済用普通預金は無利息です）。
- 専門職後見人（弁護士・司法書士等）に限定されず、親族等後見人（家庭裁判所の判断による）のご利用が可能です。
- 定額自動送金取引により、日常の必要資金相当分を定期的にご送金いただくことで利便性が高まります（定額自動送金のご利用には所定の手数料がかかります）。

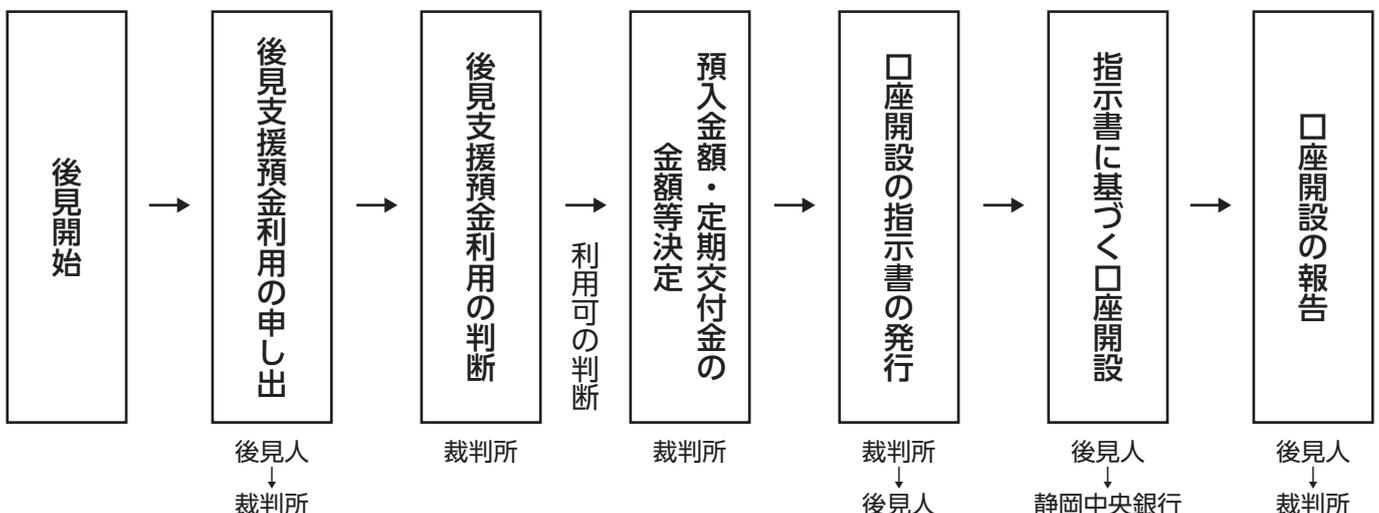
後見支援預金のイメージ図



しずちゅう 後見支援預金 商品概要

商品名	しずちゅう 後見支援預金
ご利用いただける方	家庭裁判所が後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付した方
適用金利	スーパー定期（1年）の店頭表示金利 ※決済用普通預金の場合は無利息
新規口座開設時 お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所発行の指示書（原本） ○後見人のご本人確認資料 ○登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本） ○預金取引のご印鑑 ○初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額） ※振込による預入の場合は、0円で口座開設できます 詳しくは窓口にお問い合わせください。
取扱店舗	全店（東京支店を除く）
利息の計算方法	付利単位を100円として、1年を365日とする日割計算をします。
税金	利息に対して、20.315%（国税15.315%・地方税5%）相当額の源泉分離課税が適用されます。
預金保険の適用	預金保険制度の対象商品です。元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ※なお、決済用普通預金は全額保護されません
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> • すべての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります。なお、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけません。 • 普通預金と決済用普通預金の選択・併用が可能です。 • 預入期間・金額の制限はありません。キャッシュカードは発行いたしません。 • 店頭表示金利は毎週見直しを行います。現在の金利は、店頭または当行ホームページでご確認いただけます。 • マル優（非課税）のお取扱いはできません。 • 商品の詳細については、店頭または当行ホームページに用意しております商品概要説明書をご覧ください。

口座開設の流れ（概要）



静岡中央銀行